

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

**○介護実習生に学習費補助 日本語習得支援へ  
新設 厚労省方針(2018/9/25 東京新聞)**

厚生労働省は、介護職種で来日する外国人技能実習生が日本語や専門知識を学習する費用を補助する制度を新設する方針を決めた。外国人労働者の受け入れ拡大政策の一環。来年度予算の概算要求で約十三億円を計上した。

介護は技能実習制度で初めての対人サービスとなる。このため政府は独自の要件を課し、来日二年目に一定レベルの日本語でコミュニケーションができるよう求めている。実習生は事実上、介護施設で人手不足を補う人材として期待されており、厚労省は日本語要件が来日を阻む理由とならないよう支援する必要があると判断した。

補助の対象は(1)日本語学校への通学(2)実習生を受け入れる介護施設への日本語講師の派遣(3)学習支援に必要な備品の購入(4)日本語能力の試験を受けるのに必要な教材の購入一などにかかる費用を想定。都道府県を通じ、受け入れ施設側に補助する。実習生一人当たりの補助額は年末の予算編成で決まる見通し。

介護の実習生は入国時に日本語能力試験で「基本的な日本語を理解することができる」とされる「N4」程度の語学力が必要で、二年目には「日常的な日本語をある程度理解できる」という一つ上のレベル「N3」に合格しなければならない。厚労省は実習生の学習支援を図ると同時に、二年目にN3に合格できなかった場合も在留できる仕組みを検討している。

政府は外国人労働者の就労拡大に向け、人手不足が特に深刻な農業、建設、造船、宿泊、介護などの分野について新たな在留資格を設ける方針で、来年四月からの運用を目指している。

**○在留資格「介護」の外国人、6月末で177人  
半年で約10倍に増加 法務省(2018/9/21  
介護のニュースサイト JOINT)**

日本に在留する外国人は今年6月末の時点で263万7251人。法務省の入国管理局が19日に最新のデータを公表した。昨年末と比べて7万5403人(2.9%)多く、過去最多を更新したという。総務省の統計をもとに計算すると、在留外国人は総人口のおよそ2%にあたる。

昨年9月に創設された在留資格の「介護」で滞在しているのは177人。昨年末の時点では18人だけだったが、半年で約10倍となっている。

新たな在留資格の「介護」は、介護福祉士を養成する日本の専門学校や大学などに留学して国家資格を取った人が対象。介護の仕事に従事することを条件に取得できる。在留期間は5年。特に問題がなければ更新でき、その回数に制限は設けられていない。配偶者や子どもが在留することも可能だ。

日本介護福祉士養成施設協会によると、介護福祉士の養成校に留学する外国人は急増している。今年度に入学したのは1142人。591人だった昨年度のおよそ2倍となった。外国人が学生全体に占める割合は16.6%にのぼっている。在留資格の「介護」による滞在は今後も増加する見通しだ。加えて、政府は来年4月から新たな在留資格を設ける方針も打ち出している。今後、介護の現場を支える外国人は大幅に増えていくとみられる。

6月末時点の留学生の総数(介護以外も含む)は32万4245人。昨年末より1万2740人(4.1%)多くなった。介護も対象となった「技能実習」は28万5776人。同1万1543人(4.2%)増加した。これらは在留外国人が過去最多を更新した大きな要因だ。在留外国人を国籍・地域別にみると、74万1656人の中国、45万2701人の韓国、29万1494人のベトナムの順に多い。

**○介護福祉士、養成学校への入学が最少…留学生は倍増、6分の1占める(2018/9/12 読売新聞)**

介護現場で指導的役割を担う介護福祉士を養成す

る学校への今年度の入学者数が過去最低を更新する一方、外国人留学生が増え、全体の約6分の1を占めることが、日本介護福祉士養成施設協会（東京）の調査でわかった。海外で日本の介護市場への関心が高まる一方、介護職を目指す日本の若者の減少には歯止めがかかっていない。（中略）

昨年11月には、外国人の技能実習制度の対象に「介護」が加わり、今後、実習生に外国語で指導もできる有資格者の需要が高まり、待遇向上が期待できることも留学意欲につながっているとみられる。

一方、日本人の入学者数の減少には歯止めがかかっていない。東洋大の高野龍昭准教授（高齢者福祉）は、「専門性の高い介護人材の確保という視点からも重要な資格。さらなる処遇改善やイメージアップの取り組みが必要だ」と話している。

介護福祉士 高齢者や障害者の介護に関わる国家資格。介護の専門知識や技術を有し、ヘルパーなど他の介護職員への指導を行うなど、現場リーダーとしての役割が期待される。

**○法務省、「入国在留管理庁」の新設要求  
(2018/9/14 観光経済新聞)**

法務省は、訪日外国人旅行者や在留外国人の増加、外国人材の新たな在留資格の創設などに対応するため、2019年度に向けた組織要求で、「入国在留管理庁」（仮称）の新設を求めた。

訪日外国人旅行者が17年に2869万人を記録したほか、在留外国人は17年末で256万人と増加が続いていることなどから、法務省では「入国管理局は、現行の業務だけでも、近年、業務量が飛躍的に増大」と指摘している。

人手不足が深刻となる中で、一定の専門性、技能を有する外国人材を幅広く受け入れるため、新たな在留資格の創設も検討されており、一層の業務推進に体制整備が必要としている。

入国在留管理庁は、法務省の外局として設置することを要求。長官、次長、審議官（2人）のもと、出入国管理部、在留管理支援部、課長相当職（10人程度）などを置くことを想定している。

**○介護の外国人受け入れ拡大、環境整備の施策  
拡充へ 予算の大幅増を要求 厚労省  
(2018/8/30 介護のニュースサイト JOINT)**

外国人の介護人材が増加していく今後に向けて、厚生労働省は受け入れ環境の整備に一段と力を入れたい考えだ。本人のサポートや現場の下支えなどを強化する必要があるとして、来年度予算案の概算要求に19億円の費用を計上。4億円だった今年度予算の5倍近い大幅増を求めていく。

政府は昨年度、介護福祉士の養成校に留学して資格を取った人や技能実習生も施設などで働けるようにした。来年4月には就労目的の新たな在留資格を作り、“受け入れルート”をさらに拡張する計画だ。EPA（経済連携協定）の枠組みがメインだったこれまでと比べ、来日する外国人は大きく増えていくとみられる。安心して働ける環境づくりは急務。それを担う現場への支援を訴える声も強まっている。

厚労省はこれまでも施策を講じてきた。例えば施設への補助。日本語学校への通学や日本語講師の採用、国家試験対策、教材の購入などに充てる経費を対象としている。介護福祉士の養成校に通う留学生などを応援する相談支援も実施。勉強や就活などで困難がないか聞くほか、職場が決まった後も仕事や生活の悩みに寄り添う仕組みを始めた。このほか、学習を効率化するWebコンテンツの開発やテキストの作成なども行っている。

厚労省はこうした事業の規模を来年度から大きくしたいという。実際の予算額は財務省の査定や政府・与党内の協議を経て決まっていく。介護の現場を支える外国人を大幅に増やす方針を打ち出した政府が、その環境づくりにどれだけ予算を割くかに注目が集まる。厚労省の担当者は、「EPA、技能実習、留学、どのように来日した方であっても困ることのないよう環境整備を包括的に展開していきたい」としている。

一般社団法人  
外国人看護師・介護福祉士支援協議会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12-1  
VORT 半蔵門ビル 6階  
TEL : 03-6666-8163 FAX : 03-3221-4717  
E-mail : [zen-kangokaigo@jiaec.jp](mailto:zen-kangokaigo@jiaec.jp)

担当：伊藤、小中  
©一般社団法人  
外国人看護師・介護福祉士支援協議会  
無断複製・転載を禁ず